

門別競馬場（新）業務施設・来場者エリア  
建設工事（土木-1）

特 記 仕 様 書

一般社団法人北海道軽種馬振興公社

## 1. 総則

### 1-1. 工事の名称

門別競馬場（新）業務施設・来場者エリア建設工事（土木-1）

### 1-2. 発注者

一般社団法人北海道軽種馬振興公社

〒055-0008 沙流郡日高町富川駒丘 76-1（門別競馬場内）

TEL 01456-2-2501

FAX 01456-2-2503

理事長 広中 一好

### 1-3. 工事の場所

北海道沙流郡日高町富川駒丘 76-1 ほか

### 1-4. 工事の目的

当該箇所において、業務施設新築に伴う敷地造成、道路、インフラ（盛替え含む）、解体、検体採取所、とねっこ広場施設等、その他の工事を実施する。

### 1-5. 概要

本工事は、業務施設建設工事として全体を7工区に分けて整備するうちの1工区分の工事である。敷地造成、道路、インフラ（盛替え含む）、解体、検体採取所、とねっこ広場施設等、統括管理、その他を含む。

本工事の工期内において、同一開発区域内において業務施設建設用地整備・業務施設・解体工事（1工区※当該工区）、業務施設工事（4工区）、電気インフラ工事（2工区）の施工が行われる計画である。

また、本工事では以下の工事を実施する。

- ・敷地造成
- ・道路
- ・インフラ（盛替え含む）
- ・解体
- ・検体採取所
- ・とねっこ広場施設等

ほか

### 1-6. 工期

契約締結日の翌日から令和11年2月28日までとする（期間内に引き渡し完了とすること）。

## 2. 適用

### 2-1. 適用基準（すべて最新版に準拠すること）

「建築物解体工事共通仕様書」

「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」

「公共建築工事標準仕様書（各工事編）」

「公共建築設備工事標準図（各工事編）」

「北海道建設部土木工事共通仕様書」

「北海道建設部土木工事施工管理基準」

「写真管理基準」

さらに、上記共通仕様書及び後述の特記仕様書に記載の無い場合は、関連する要綱、指針、基準等に準拠し、その適用にあたって工事監督員と充分協議し承諾を得て進めること。

### 3. 特記仕様書

#### 3-1. 共通事項

本工事に使用する木材は道産材を優先し、合法木材供給事業者からの供給とすること。木材以外の本工事に使用する製品及び材料は、図面において、設計上の規格・グレード等を標準仕様として示している。

建設地の気候等を鑑み、風雪時や寒冷期の凍結や機能障害などを考慮すること。

地上部及び地中部の構造物の解体撤去工事について、【設計図】現地状況と異なる場合は、着工時の現況を優先すること。

#### 3-2. 統括管理業務

本工事の施工者は、業務施設・来場者エリア全体の施工統括管理業務を担うこと。業務の詳細内容は「関係者間の業務・責任区分及び役割分担表」による。

- (1) 業務施設・来場者エリア全体の工事施工者間の各種調整を主導すること。工区全体（土木工事も含む）の工事工程の調整、全体敷地への搬入車両等の入退場の調整及び管理、場内外清掃、工事定例会議（連絡調整会議・総合定例等）を主宰すること。
- (2) 敷地造成工について  
工事期間中、施工区域外への出水及び土砂流出を防止することに留意すること。土砂の場外搬出、運搬距離 10km を考えている。工事施工者は切土・盛土の土量バランスに常に留意し、工事監理者と協議の上、必要に応じて造成計画高を適切に見直すこと。
- (3) 計画地盤高について  
本工事の施工者は、関連する 4 件の建築工事、2 件の電気インフラ工事（以下関連工事という）と計画地盤高に関する情報を共有し、各々差異が生じないように調整すること。関連工事との調整結果については、工事監理者の確認を経て発注者の確認・承認を得ること。
- (4) 施工計画書の提出  
施工に先立ち、施工ステップを考慮した施工計画書を提出すること。施工計画書には必要な仮設計画・第三者対策を含む安全対策を盛り込むこと。
- (5) 地下埋設管の位置確認について  
雨水排水管、汚水排水管、及びその他の埋設管等について、関連工事も含み、事前に各々の取り合い、位置関係を確認し干渉していないことを確認し工事監理者へ報告し確認を得ること。
- (6) 柵等の配置位置について  
各種柵、フェンス等の平面配置は関連工事に確認・共有の上、工事監理者の確認を得て諸事支障とならない位置に施工すること。
- (7) 法面工について  
法面は張芝仕上げとしている。工事期間中の養生は施工者の責にて適切に行うこと。施工に際し法面に補修が必要な場合、施工者の責にて適切に補修すること。

### 3-5. 区画内工事

#### (1) 整備内容について

検体採取所、とねっこ広場施設等を整備すること。

【設計図書】に基づいて施工を行うこと。

図面上不明な箇所がある場合は発注者と協議の上、進めること。

#### (2) 敷地境界や基準点の管理について

敷地の境界点及び建物の基準点などは座標管理を行うこと。

敷地境界杭は受注者にて施工を行うこと。

#### (3) 敷地内仕上げについて

建築敷地内の外構仕上げ（馬道舗装、アスファルト舗装、ウッドチップ舗装等）及び付属構築物等（木柵、フェンス、門扉等）は本工事となることから、他施工者と調整・協力の上、施工を進めること。

外構仕上げは本工事の施工となるが、仕上げレベルに関して【開発図】と不整合がある場合は、発注者、土木監督者及び土木施工者と協議の上進めること。

#### (4) インフラ工事について

敷地内配管（上下水道・ガス等）は【設計図書】通りの施工となるが、本管との接続部及び埋設配管等と外構の構築物との取合いについて、調整の上施工すること。

電気についても【設計図書】通りの施工となるが、電気施工者が敷地外のインフラ工事を行うため、取合いについては、電気施工者と調整・協力の上、施工すること。

### 3-6. その他

#### (1) 本工事の施工に関して

発注者及び関係者との打ち合わせに際して主体的に行動し、十分に打合せを行うこと。

競馬場施設としての用途を考慮し前向きな提案を行うこと。

プロジェクトの運営における伝達・記録・保存に際して「情報共有システム RevSIGN」を使用すること。

競馬開催並びに競走馬の飼養管理及び調教を継続しながら施工するため、工程上及び施工上の制約を伴うものであり、また、本工事は事業全体の工程管理上、工期内完成を重要な条件としている。

受注者は、発注者が示す工程条件及び施工条件を踏まえ、工期内完成に必要な施工体制、労務及び資機材を確保するものとする。

工期の確保又は競馬開催への影響を最小限とするため、夜間施工、休日施工、施工時間帯を限定した施工その他の施工方法が必要となる場合がある。

これらに伴う費用及び工期の取扱いについては、設計図書及び契約約款の規定によるものとする。

業務施設エリアの建築工事期間中に生じた敷地の不具合については、本工事において必要な補修を行うものとする。一方、住宅建築エリアの一次造成引渡し後において、住宅整備工事に起因して生じた敷地の不具合については原則として住宅建築工事の受注者の責任において復旧するものとするが、一次造成工事の施工不良等に起因する不具合（経年等による不陸や沈下等を含む）については、本工事の受注者がその責任において速やかに補修を行うものとする。

#### (2) 車両運行路について

要所に安全監督員を配置し、常に清掃を行い交通及び近隣住民、競馬関係者、競走馬などへの安全に万全を期すること。

工事中において敷地内通路・道路及び公道の汚損傷箇所は直ちに原型に復旧すること。

万一損傷が起きた場合には、発注者に報告し、受注者の負担にて直ちに復旧すること。

**(3) 工事に必要な関係諸官庁その他の関係機関への届出等**

原則受注者が行うものとし、その費用は受注者の負担とする。

発注者主体の届出等に関しては受注者が協力を行う。

届出等を行う場合は事前に発注者に報告するものとする。

**(4) 詳細内訳書の作成について**

受注者は、【設計図書】の図面に基づいて解体撤去その他工事の詳細内訳書を作成し、発注者に提出し承諾を得ること。

**(5) 現場事務所・資材置場・駐車場等について**

工事施工にあたり門別競馬場敷地内には、現場事務所・資材置場・駐車場等を設置するスペースがないため、競馬場周辺かつ競馬開催に影響のない場所にスペースを確保すること。なお、工事総合定例の開催場所は公社が準備するものとする。

**(6) 工事期間中の安全対策**

工区の安全管理を行うこと。

競走馬への配慮を優先し、総合的な安全対策を行うこと。

**(7) 工程計画および競走馬への配慮事項**

工事施工にあたっては、競馬開催の有無にかかわらず 1 年を通して競走馬への配慮を行うこと。

特に大きな音や振動を伴う作業（ハツリ、転圧、金属衝撃音等）を行う際、及び重機（クレーン、高所作業者等）のブーム等、突出物・動体が競走馬の視界に入る可能性がある作業を行う際は、事前に監督員と協議の上、作業を行うこと。

制限については、別紙「年間作業可能日見込み」および「(参考) 競走馬の往来箇所」を参照すること。

常に作業を一時停止できる連絡体制を構築しておくこと。

**(8) 設計変更への対応**

設計変更が生じた場合はその都度協議すると共に、本仕様書は設計変更が生じた場合にはその都度、増廃、または追補するものとする。

**(9) 仕様の決定について**

仕様決定にあたりモックアップの作成をすること。

またモックアップ作成費用は工事金内に含めるものとする。

**(10) 開発行為完了検査等への協力**

開発行為完了検査等へ資料の準備を含めて協力すること。

**(11) 他工事との施工調整**

本工事は、旧きゅう舎 4 棟残置用インフラ盛替え工事（別途発注）と工期が重複するため、発注者の指示に従い、関連工事施工者と十分な施工調整を行い、安全管理の徹底に努めること。

**(12) 地中埋設物について**

旧きゅう舎 4 棟残置用のインフラ（廃止管）についても区画内に埋設されているため、施工時に解体撤去を行うこと。詳細は【設計図書】を参照すること。